

2018年（平成30年）10月18日

神奈川県警察本部長殿
神奈川県戸塚警察署長殿

神奈川県弁護士会
会長 芳野直子

警 告 書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿らに対し、下記のとおり警告いたします。

警告の趣旨

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが、申立人に対し、2016年4月7日午後7時35分から同月8日午後1時40分までの間、手錠及び捕縄を使用し続けたことは、申立人の身体を不当に拘束及び損傷し、申立人の人権を著しく侵害したものである。したがって、今後は、戒具の不適切な使用によって被留置者の身体を不当に拘束及び損傷することのないよう警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

以 上

2016年第29号 A 氏申立事件

2018年10月9日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 芳野直子 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本田正男

申立人 A 氏の戸塚警察署に対する人権救済申立事件（2016年第29号）について、以下のとおり調査結果をご報告いたします。

第1 処遇意見

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが、申立人に対し、2016年4月7日午後7時35分から同月8日午後1時40分までの間、手錠及び捕縄を使用し続けたことは、申立人の身体を不当に拘束及び損傷し、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、戒具の不適切な使用によって被留置者の身体を不当に拘束及び損傷することのないよう警告する。

第2 申立の概要

申立人は、神奈川県戸塚警察署留置施設に勾留されていた2016年4月7日から同月8日までの間、同所において、約18時間にわたり戒具による身体拘束を受け、その間食事もとれず、トイレにも行けなかったこと、かかる身体拘束により両手首に後遺症が残ったこと等について、人権救済を申し立てた。

第3 当事者の主張

1 申立人の主張

(1) 申立人は、2016年4月8日まで神奈川県戸塚警察署留置施設に勾留された。

(2) 2016年4月7日の夕方7時ころ、申立人は、神奈川県戸塚警察署留置施設において、洗面を終了し、荷物確認のため移動したところ、突然何の前触れもなく背後から同留置施設内の警察官から首をチョークスリーパーのように締められ、引き倒された。申立人は、暴れる行為等一切しておらず、戒具によりす巻きにされた意味がわからない。突然のことだったので嘔吐した。

その際、現場には警察官が7、8人おり、全員で申立人の足首から膝をグルグル巻きにし、両手を前にした状態で全身を紐で巻き、す巻き状態にした。

(3) 申立人は、す巻き状態にされたまま、翌日の午後2時ころに横浜拘置支所へ移送されるまで荷物を見ることもできず、食事もできず、トイレにも行けず、一度尿を漏らした。

(4) 申立人は、非常にきつく縛られたため、手の色が変わり、手が膨らんできた。申立人が痛みとむくみを訴えると、警察官は少しだけ緩めたが、それでもきつかった。申立人が「外してください。」と言っても聞き入れてもらえなかった。

(5) 横浜拘置支所までは、す巻きにされた状態で上から毛布をかけられ、車で移送された。2016年4月8日午後2時ころ申立人は横浜拘置支所に到着したが、拘置支所の職員が「早くはずしてやれ。」と言ってくれたため、捕縛が外された。このとき申立人の手の色は変わっており、身体のアちこちにあざもあった。

横浜拘置支所で医務（外科医師、氏名不明）に診てもらった。現状は右手を伸ばすと手のひらが突っ張り、手を挙げると右の方に曲がってしまい直すと親指が動かない。左手は針を刺されるような痛みが継続している。

横浜拘置支所では、幾度も鎮痛剤の処方を受けている。

(6) 2016年4月7日夜 B 弁護士と C 弁護士が戸塚警察署に接見に来たが、警察官が「戒具を使用していて話せる状態にない。」として面会を拒否した。

2 神奈川県警（以下「相手方」という。）の主張

(1) 捕縄及びベルト手錠は、2016年4月7日午後7時35分から同月8日午後1時40分まで継続使用した。これは、刑事収容施設及び被収容者等の処罰に関する法律（以下「法」という。）213条1項3号の要件に従って適正に使用している。

なお、当該要件に該当する具体的事実、捕縄及びベルト手錠を使用する必要性については説明を拒否した。また、着衣の有無、手錠をかけたのが身体の前か後ろか、捕縄の巻き付け方、申立人の身体の中の部分に捕縄したのか等の具体的な捕縄方法についても一切の説明を拒否した。

(2) 上記(1)の捕縄及びベルト手錠使用中は、申立人に対し、食事を支給せず、水のみ支給していた。排泄時も捕縄及びベルト手錠を継続使用していた。

なお、排泄時に申立人の衣服を脱がしたかどうかについては説明を拒否した。

(3) 上記(1)の捕縄及びベルト手錠を使用する前に申立人の首を絞めた事実については否認する。

なお、捕縄及びベルト手錠を使用するに至った経緯についての説明は拒否し、捕縄及びベルト手錠使用の事実に関する記録は存在するが開示はしない。

(4) 2016年4月7日から同月8日までの間、弁護士からの接見要望及び接見の記録はない。

第4 認定した事実

当事件委員会は、申立人からの事情聴取、相手方に対する書面照会、横浜拘置支所に対する書面照会等により、以下の事実を認定した。

1 申立人は2016年4月7日当時神奈川県戸塚警察署留置施設に

勾留されており、同月 8 日に横浜拘置支所に移送された。

- 2 申立人は、神奈川県戸塚警察署留置施設において、同月 7 日午後 7 時 35 分から同月 8 日午後 1 時 40 分までの 18 時間 5 分間、捕縄及びベルト手錠の戒具を併用使用され身体を拘束されていた（以下「本件身体拘束」という。神奈川県警本部長 2017 年 11 月 8 日付回答）。

横浜拘置支所に到着した当時、申立人の両大腿部に腫脹があったこと及び足を捕縄様で緊縛されていたから、本件身体拘束の態様としては、ベルト手錠の他、少なくとも足を捕縄様で緊縛されていたものと考えられる（横浜拘置支所長 2017 年 11 月 1 日付回答）。

- 3 本件身体拘束の最中、警察官らは、申立人の排泄時に、いずれの戒具も解錠しなかった。
- 4 申立人は、本件身体拘束中、一切食事を支給されておらず、支給されたのは水のみである（神奈川県警本部長 2017 年 11 月 8 日付回答）。

- 5 申立人が 2016 年 4 月 8 日に横浜拘置支所に移送された際、申立人の右手甲部分にびらん、両手首及び両大腿部に腫脹、左腹部に切創、左肩に挫創が認められた（横浜拘置支所長 2017 年 11 月 1 日付回答）。これら損傷の内少なくとも、右手甲部分のびらん、両手首及び両大腿部の腫脹については本件身体拘束と因果関係のある傷害結果であると認められる。

- 6 申立人は、2016 年 4 月 12 日から 2017 年 4 月 11 日に至るまでの間、合計 53 回にわたり手のしびれ、手首の痛み、可動のしにくさ等を訴え、横浜拘置支所医務課の准看護師がアセトアミノフェン（解熱鎮痛剤）を交付したり、医師が診察した上で腱鞘炎と診断し、抑肝散を処方したりしている。

このことから、申立人が手首の可動部に違和感を持ち、しびれや痛みを感じていたことが認定できる。

第 5 人権侵害の有無・内容についての判断

1 問題点

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが申立人に対して行った本件身体拘束は、申立人の人身の自由（憲法18条、31条）を侵害するか。

2 拘束の正当性について

(1) 神奈川県警は、戒具の使用につき、法213条1項3号（「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」）の要件に従って適正に使用していたと主張している。同条項の要件を満たす場合には、拘束の正当性が認められる余地がある。そこで、戒具使用による身体拘束の正当性について検討する。

(2) まず、本件において、神奈川県戸塚警察署の警察官らは、上記のとおり、18時間5分もの間、申立人に対して継続して戒具を使用し、身体拘束を行っており、申立人は、一晩を拘束された状態で過ごしている。

このような長時間に渡る身体拘束だけをみても、重大な人権の制約であるが、それだけでなく、申立人はその間、一切食事を支給されておらず、支給されたのは水だけである。

さらに、排泄時にもいずれの戒具も解錠しなかったというのであり（神奈川県警本部長2017年11月8日付回答書）、申立人は尿を漏らしたと述べている。

当事件委員会は、神奈川県警に対し、申立人の排泄時に服を脱がせたかという照会を行ったが、同本部は回答をせず、申立人が適切に排泄を行うことができたかどうかは定かではなく、申立人のいうとおり、申立人は尿を漏らさざるを得なかった可能性が高い。

その上、申立人は、本件身体拘束により、右手甲部分のびらん、両手首及び両大腿部の腫脹の傷害を負い、少なくとも横浜拘置支所にいる間は、手首の可動部に違和感を持ち、しびれや痛みを感じていた。

上記のように、18時間5分に及ぶ長時間の身体拘束に加え、飲食や排泄という人の日常生活の基本的行為に制限がなされ、戒具の使用により身体を損傷されるということは、甚大な人権の制約であ

り、よほどの正当な理由がない限り、拘束の正当性は認められない。

(3) この点に関し、神奈川県警は、法の要件に従って適正に使用したとしか回答をせず、当委員会が具体的条項及びそれに該当する事実について照会をしても、法213条1項3号であるという回答しかせず、同条項に該当する具体的事実を主張することすらしていない。

一方で、申立人は、暴れる行為等一切しておらず、戒具によりす巻きにされた意味がわからないと述べている。

そうすると、神奈川県警の主張する法213条1項3号に該当する事実を認定することはできず、警察官らは、正当な理由なしに、申立人の身体を拘束したと言わざるを得ないから、拘束の正当性は認められない。

3 結論

神奈川県戸塚警察署の警察官らは、正当な理由なく、前述のような甚大な人権制約を伴う行為を行ったのであるから、同行為は、人身の自由（憲法18条、31条）を侵害する行為であるといえる。

第6 相当とする措置及び結論

以上より、相手方による申立人の人権侵害の事実があると認められ、しかもその態様の悪質さ、相手方の遵法意識の欠如、相手方の調査への非協力的な態度、申立人の被った被害の大きさ等を考慮すると、相手方による人権侵害についての違法性の程度は大きいものと言わざるを得ず、本件については警告とするのが相当と思料する。

以上